

一般社団法人桑名青年会議所
運営規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 本規則は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易にするため、一般社団法人桑名青年会議所定款第57条に基づき、その必要な事項を定める。

(英語名)

第2条 本青年会議所の英語名は、次の通りとする。

KUWANA JUNIOR CHAMBER, INC.

(事務所)

第3条 本会議所は、主たる事務所を、次のところに設置する。

桑名市大字矢田166番地 朝日鋳工所ビル2F

(公示の方法)

第4条 定款及び本規則に定める公示は、本会議所の事務所に掲示する。

2 公示の期間は、掲示の日から1か月間とする。

第2章 会 員

第1節 会員資格審査委員会

(委員会の設置)

第5条 会員資格審査委員会（以下「審査会」という）は、入会、休会及び退会の申請や除名の疑いが生じた場合に、その他会員の資格に問題が生じた場合、理事会に先だつて予備審査を行うために設置する。

(委員会の構成)

第6条 審査会の委員長は常任理事経験者（正副理事長、専務理事）の内1名を、委員は若干名を理事会の承認を得て、理事長が任命する。

2 理事長及び審査会委員は、その任期中は新入会員の推薦者となることができない。

(委員会の原則)

第7条 審査会は、必要に応じ秘密会とすることができる。また、審査会は、会員、その他の者に対し出席を命じ、その意見を聴取することができる。

(報告書の提出)

第8条 審査会は、理事会にその審査結果について報告書（第1号様式）を提出しなければならない。

第2節 会費

(正会員)

第9条 正会員は、入会に際し入会金、通常会費を、また毎年度1月末日に通常会費を、次の通り納入しなければならない。

- (1) 入会金 通常会費の半額の70,000円とする。
- (2) 通常会費 140,000円
- (3) 入会年度の通常会費は月割りとする。

(特別会員)

第10条 理事会は、制限年齢の年度末まで正会員であった会員については、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする意思表示があった場合、理事会の承認により特別会員とすることができる。

2 特別会員は、終身会費として通常会費1年分を一時払いしなければならない。

(名誉会員)

第11条 名誉会員は入会金、会費等の納入義務を負わない。

(賛助会員)

第12条 賛助会員は毎年通常会費一口10,000円以上を納入する。

(督促)

第13条 正会員が通常会費を3月末日までに納入しないときは財務理事が、8月末日までに納入しないときは審査会委員長が督促状(第2号様式)を送付する。

第3節 入会

(入会申込)

第14条 定款第9条(入会)に定める入会申込書(第3号様式)には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名及び配偶者名
- (2) 生年月日
- (3) 住所及び電話番号
- (4) 勤務先及び役職名
- (5) 勤務先所在地及び電話番号
- (6) HPアドレス E-mailアドレス
- (7) 最終学歴
- (8) 誓約及び署名捺印
- (9) 推薦者の誓約及び署名捺印

2 入会を希望する者は研修生として別に定める規則により研修を行う。

(入会推薦者)

第15条 正会員として入会を希望する者の推薦者は、入会を希望する者1名に対し2名

とし、そのうち1名が推薦後に正会員として引続き2年以上在籍し、直前2年度の年間基本出席点数以上の者でなければならない。また、推薦者は入会を希望する者が研修期間のみならず、正会員となった後においても、満2年間の出席、会費の納入はもとより、一切の本会議所活動において支援するとともに、その責任を負うものとする。

(決定通知)

第16条 理事長は、理事会において入会承認の認否が決定した時は、ただちに推薦者を通じ入会を希望する者に書面（第4号様式）で通知しなければならない。

第4節 出席

(出席点数)

- 第17条 総会、例会、及び理事会が全正会員の出席を求めた行事等に欠席したときは、年度初の出席点数100点より5点を減点する。遅刻、早退した場合には、1点を減点する。また、出欠の連絡が事業前日までない場合や、出欠の返信と異なった結果となった場合も同様に1点を減点する。
- 2 前項の行事等につき、理事会が特に重要と認めたときは一回の欠席につき30点未満の点数まで減点できる。その点数については理事会の特別決議により決定する。ただし、その欠席の事由の重大性をあらかじめ開催の主管者または責任者に通告し、理事会がこれを承認した会員については本項を適用しない。
 - 3 各委員会および全正会員の出席を必要としない行事等ならびに関連団体の行事等へ出席したときは、1日につき2点を加点する。ただし、役員だけの会議及び本会議所内だけの同好会への出席は、加点しない。

(出席の記録および届出)

- 第18条 前条の行事等については、開催の主管者または責任者が活動報告書（第5号様式）に出席者名を記載して10日以内に事務局へ届出なければならない。
- 2 前項の届出がないものについては、出席点数に加点しない。

(出席義務)

- 第19条 基本出席点数は、70点とし正会員は基本出席点数以上の出席をしなければならない。
- 2 正会員は、例会（総会を含む）を3か月連続して欠席してはならない。
 - 3 正会員が前各項に抵触した場合、審査会は、当該会員に対して勧告を行ない注意書（第6号様式）を送付する。また、当該会員は理事会において理由を述べなければならない。

第5節 休会

(休会の承認)

第20条 正会員が長期にわたる疾病、または3ヶ月以上にわたり桑名地方を離れるとき、その他継続して出席できない極めて重大な理由が生じたときは、休会届（第7号様式）を提出し、理事会の承認をえて休会することができる。休会期間を含む年度の基本出席点数は、理事会で決定する。また、休会中の会費は、これを免除しない。

- 2 正会員本人の妊娠または出産による場合は、理事会の承認を得て申告日から2年以内を限度に産前産後休会及び育児休会を認める。
- 3 前項により休会する正会員については、当該妊娠または出産及び育児による休会期間中1回に限り、休会期間中のいずれかの年度における年会費を免除することができる。
- 4 年会費の免除を希望する正会員は、年会費の免除申請を前年の9月までに理事会で申請するものとし、免除が認められた場合、免除期間における事務費として、20,000円を通常年会費納入期間中に納入する。

（休会の期間）

第21条 休会の承認を与えることができる期間は、1年以内とする。ただし、この承認は、連続して与えることができる。

- 2 理事長は、休会期間中といえども、その理由が消滅したと認められるに至ったときは、理事会の議決を経て、休会を停止させることができる。

第6節 退 会

（退会）

第22条 退会を希望する者は、退会届（第8号様式）を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。当該年度の基本出席点数は、理事会で決定する。

第7節 除 名

（警告及び報告）

第23条 審査会は、7月に行われる通常総会までに、定款第11条に該当する虞のある会員があるときは、これを理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、報告をうけたときは、総会にて警告するか、または警告書（第9号様式）を当該会員に送付する。
- 3 理事長は、警告したにもかかわらず従わない会員があるときは、審査会にその事情を調査させ、その結果を総会及び理事会に報告しなければならない。

（退会勧告）

第24条 理事会は、総会の除名の決議に先だつて退会を勧告することができる。

第2章 役 員

(役員を選任)

第25条 毎年第2回通常総会において本会議所の次年度理事及び監事を選任する。また、次年度理事長候補者は、13名を越えない理事を総会に推薦することができる。

(理事長候補者の推薦)

第26条 理事長は、次年度の理事長候補者1名を、理事選任のための総会に推薦できる。

(副理事長及び専務理事の各候補者の推薦)

第27条 次年度理事長候補者は、次年度の副理事長および専務理事の候補者を決定して、その選任のための理事会に推薦する。

(財務理事の任命)

第28条 次年度理事長候補者は、財務を処理するために理事の内の1名を財務理事に任命する。

第4章 会 議

第1節 総 会

(通常総会)

第29条 通常総会は、原則として毎年1月及び7月に、理事長が招集する。ただし、7月に招集される通常総会は、理事会の決議により変更することができる。

2 通常総会の開催が困難な場合は、定款23条3項を適用するものとする。

第2節 理事会

(通常理事会)

第30条 通常理事会は、定款に基づき全ての理事をもって構成され、本会議所の事務を決定し処理する。

2 理事会は、理事長が招集し毎月第4水曜日19時00分より一般社団法人桑名青年会議所事務局において開催する。ただし、理事会の承認があれば開催日、時間、場所、運営方法の変更をすることができる。

3 直前理事長、監事および顧問は理事会に出席し、意見を述べるることができる。

4 理事会の開催が困難な場合は、定款33条4項を適用するものとする。

(非公開の理事会)

第31条 入会、休会及び除名を審議する理事会は、特別の理由がないかぎり公開しない。

2 前項の審議に関する決議は、無記名の投票によらなければならない。

(理事会議事録の確認者)

第32条 議長は、理事会議事録の記載事項が正確に記載されているかを確認させるため、当該理事会に出席した理事の中から議事録確認者2名を指名する。

2 議事録確認者に指名された理事は、議事録作成者が作成した理事会議事録に本規則第44条に定める記載事項が正確に記載されているかを確認し、次回理事

会においてこれを報告しなければならない。

(決議事項の報告)

第33条 理事長は、理事会の決議事項を、全員に遅滞なく報告しなければならない。

第3節 常任理事会

(常任理事会)

第34条 理事長、副理事長及び専務理事をもって常任理事会を構成し、理事会開催前の意見調整を行い、また、緊急を要する事項についての審議を行うことができる。直前理事長は、これに出席して意見を述べることができる。

- 2 理事長は、前項の意見調整事項及び審査事項について理事会に報告しなければならない。

第5章 委員会及び例会

(常任委員会)

第35条 定款第40条第1項により委員会を設置する。

- 2 各委員会の職務分掌を明確にするため、予めその内容を理事会で決定する。

(総務委員会)

第36条 理事長は、総務委員会委員長に事務局長を、同副委員長に財務理事を任命する。

(委員の所属)

第37条 理事長は、役員を除く正会員を毎年必ず1つの委員会に所属させなければならない。

(委員会の報告)

第38条 委員長は、委員会の会議その他活動の内容につき、総会、例会および理事会に報告しなければならない。やむをえず出席できないときは、副委員長その他の代理人を出席させて報告させなければならない。

- 2 前項の報告については、すみやかに報告書(第5号様式)を作成して、事務局へ提出しなければならない。

(例会の開催)

第39条 例会は、毎月第2金曜日18時30分開催とする。ただし、通常総会の招集される月は、これを開催しなくてもよい。

- 2 前項の例会の開催については、理事会の決議により変更することができる。
- 3 例会の開催が困難な場合は、定款39条3項を適用するものとする。

(正会員の義務)

第40条 正会員は、総会及び例会に開会時刻の10分前までに集合し、会員章を着用しなければならない。

第6章 会計

(会計原則並びに区分)

- 第41条 本会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等毎に特別の会計として経理しなければならない。

第7章 管理

(書類の備置)

- 第42条 理事長は、定款その他の諸規則類、登記に関する書類、総会および理事会の議事録、所定の事項を登載した会員名簿並びに各委員会報告書を常に事務所に備え置かなければならない。
- 2 会員は、前項の書類をいつでも閲覧することができる。理事長は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(総会の議事録の記載事項)

- 第43条 定款30条に規定する総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数及び出席正会員の数
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 議事録作成者及び署名者の指名に関する事項
 - (5) 付議事項
 - (6) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
 - (7) 議決結果及び議決数

(理事会議事録の記載事項)

- 第44条 定款第38条に規定する理事会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数並びに出席理事の数及び氏名
 - (3) その他出席会員の氏名
 - (4) 議事録作成者及び署名者の指名に関する事項
 - (5) 付議事項及び報告事項
 - (6) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
 - (7) 議事結果及び議決数

(会員名簿の記載事項)

第45条 定款第48条により備置する会員名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名及び配偶者
- (2) 生年月日
- (3) 会員の種類
- (4) 住所及び電話番号
- (5) 勤務先
- (6) 勤務先所在地及び電話番号
- (7) 最終学歴、経験、環境及び他の身分に関する事項
- (8) 本会議所への入会年月日、推薦者、その他の資格得喪に関する事項並びに毎年度の役職及び委員会等の活動事項

(委員会報告書の記載事項)

第46条 第38条(委員会の報告)に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 所属委員の現在数並びに出席委員の数及び氏名
- (3) 出席役員及び傍聴者の氏名
- (4) 会計の収入及び支出の明細
- (5) 審議事項、報告事項及び実施事項の内容
- (6) 審議等の結末

(保存書類および保存期間)

第47条 理事長は、本会議所の業務に関連する次に掲げる書類を各指定の期間内、事務所に保存しなければならない。

- (1) 定款、本規則及び細則
 - (2) 設立の許可及び登記並びにその後の変更登記に関する書類
 - (3) 会員名簿
 - (4) 毎年度の事業計画及び収支予算並びに事業報告、収支決算、貸借対照表、正味財産計算書及び財産目録
 - (5) 総会及び理事会の議事録
 - (6) 入会及び退会その他全員資格得喪に関する書類
 - (7) 会計に関する帳簿書類
 - (8) 出席記録に関する書類
 - (9) 各種の届出及び通知に関する書類
 - (10) その他理事会の議決により保存を必要と認めた書類
- 2 前項に規定する書類の保存期間は、第1号、第2号および第3号の書類について

ては永久保存、第4号から第6号までの書類については10年間、第7号から第9号の書類については5年間、第10号の書類についてはその必要と認められた期間とする。

第8章 賞 罰

(褒賞)

第48条 理事長は、本会議所の事業に関連して特に顕著と認められる功労のあった委員会または会員を、理事会の決議を経て褒賞する。

- 2 前項のほか、本会議所の例会等に務めて出席した会員を褒賞する。
- 3 新しく特別会員になった者には記念品を、退任する理事長には感謝状および記念品を贈呈する。

(反則金)

第49条 正会員は、基本出席点数に満たない場合は、1点につき1000円の反則金を抛出しなければならない。

- 2 前項のほか次に掲げる反則金を抛出しなければならない。
 - (1) 4月末日までに年会費を納入しないとき、1か月につき1,000円

第9章 慶弔見舞金

(慶弔見舞金)

第50条 会員及びその家族については、次に定める金額に相当する慶弔見舞金品を贈る。

- (1) 会員の結婚 10,000円
 - (2) 会員の疾病(入院1ヶ月以上) 5,000円
 - (3) 会員の死亡 10,000円及び生花
 - (4) 家族の死亡(配偶者、及び同居の2親等内親族) 5,000円及び生花
- 2 前項各号のほか、理事会が必要と認めるときは、前項各号に準じた範囲内でその都度決定してこれを贈ることができる。

第10章 預り金

(預かり金)

第51条 理事長は、理事会の議決を経て、本会議所を通じての会員の個人的支出、例会食事代及び反則金その他の経費にあてるため、60,000円を超えない金額を予め正会員より預かることができる。

- 2 前項の預り金の残金は、毎年度最終例会またはこれに代る全正会員の出席を求

められた会合等において返還しなければならない。当該会合への出席は、出席基本点数に算入しない。

- 3 正会員は、前項の会合等に出席できないときは、あらかじめ受取りの代理人を定めて通知しなければならない。通知のないときは、一般会計へ繰り入れる。
- 4 第20条3項により、当該妊娠または出産及び育児による休会期間中1回に限り、休会期間中のいずれかの年度における預り金を免除することができる。

第11章 雑則

(規則の改正)

第52条 本規則の改正は、定款及び本規則に特別の定めのあるものを除いて、理事会の3分の2以上の賛成による特別決議によらなければならない。

- 2 改正が理事会で決議されたときは、速やかに改正部分を明示して会員に通知しなければならない。

(公示)

第53条 理事長は、会員の資格変更(入会、休会、退会、除名)定款、本規則及び諸細則の改正については、これを公示しなければならない。

(細則への委任)

第54条 本規則の運用及び事業の遂行に関し、細部にわたって規定の必要があると理事会が認めたときは、細則を設けて、これを規定することができる。

(各種様式)

第55条 定款及び本規則の規定により、提出、通知または作成すべき書類の様式を別表のとおり定める。